福祉用具購入に関するＱ＆Ａ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項　　目 | 質　　問 | 回　　答 |
| １ | 腰掛け便座 | 腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。 | 適切なケアマネジメントにより選定されている場合は、家具調のもの等、金額にかかわらず、給付対象として差し支えない。 |
| ２ | ウォシュレット | ウォシュレットを目的とした補高便座の購入は支給の対象になりますか。 | ウォシュレットを目的として購入は支給の対象にはなりません。ただし、ウォシュレットが補高便座の一部とした商品もあるため、補高便座の必要性の明記がある場合は、支給の対象になります。 |
| ３ | 目的外使用 | 入浴用いす及び浴槽内いすを浴槽外の踏み台として使用することはみとめられますか。 | 認められません。 |
| ４ | 部品購入 | 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となりますか。 | 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、支給の対象となります。 |
| ５ | 福祉用具サービス計画 | 福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項はありますか。 | 指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしていますこれを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要となります。・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）・福祉用具が必要な理由・福祉用具の利用目標・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等） |